

茨木市プラネタリウム学習用オリジナル番組制作業務委託仕様書

1 業務名

茨木市プラネタリウム学習用オリジナル番組制作業務委託

2 目的

本業務は、茨木市プラネタリウム学習用オリジナル番組制作業務を委託するにあたり、業務内容について必要な事項を定めたものである。

3 業務内容

茨木市プラネタリウム新館のドームで投影するオリジナル番組映像の制作

(1) 投影環境

ドーム仕様 : 直径 9m、水平型スクリーン

投影機 : コニカミノルタ製 mediaglobe ΣSE

(2) 映像 : 小学校学習用オリジナル番組

(ア) イン트로ダクション 約 3 分

(イ) 星の種類、色、明るさ、動き 7~10 分

(ウ) 月と太陽の動き、月の満ち欠け 7~10 分

(エ) 季節の星座 7~12 分

上記 (ア) ~ (エ) を各 1 本以上とする。(ア) と (イ) ~ (エ) を自由に組み合わせ、10~35 分程度の番組として投影できる構成にすること。その際、投影機が持つ各機能を活用し、それらと組み合わせられた構成としてもよい。

(3) 対象 : 小学校 4 年生を中心とした子ども

(4) 納品形体

映像データ : ドームマスター 直径 2,000 ピクセル以上
連番静止画または mp4 形式

音声データ : ステレオ 5.1ch、WAV 形式

画像データ : 広報用静止画 (市 HP 等への掲載用)

完成シナリオ : 電子データ

4 番組内容

(1) 茨木市に新設する施設「おにクル」への移転後の新コンセプトである「サイエンスパーク (※)」に合わせて、身近な例から宇宙の基本的な科学的知識につながるような構成とし、より深い知識への興味を抱かせる内容とすること。

(2) 小学校での学習に活用できるよう、小学校学習指導要領に基づいた内容とすること。

(※)サイエンスパーク…「楽しんで、遊んでいるうちに、科学の知識が身につく」をコンセプトに、市民の教養を高めるとともに、憩いを提供する“場”の創造をめざした事業を展開することを目指す。

- (3) 番組制作にあっては以下の事を考慮すること。
 - (ア) 科学的正確性を損なわない範囲で分かりやすく説明すること。
 - (イ) 小学校4年生で理解できる内容とすること。また、科学的理解はできなくとも小学校3年生以下の年齢でも楽しめる内容とすること。
 - (ウ) エデュテインメント性、独創性を備え、ドーム空間ならではの没入感と臨場感溢れる映像にすること。
 - (エ) シナリオ作成にあたり、小学校の理科担当教員を対象に聞き取りを1回以上行い、学習用の投影作品として活用するための内容確認を行うこと。
 - (オ) 主な視聴者として想定される市内小学生が、より身近に感じ親しみを持てるような、市に関する情報等を盛り込むこと。
 - (カ) 各コンテンツを組み合わせた際に重複感が生じないように配慮すること。
 - (キ) 必要に応じて解説に用いる題材のアレンジや、解説項目や構成本数の追加を行うなど、視聴者の興味を盛り立てる工夫を講じること。

5 著作権

- (1) 委託業務の成果品であるコンテンツ（以下「コンテンツ」という。）の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び著作隣接権等は、茨木市に帰属する。ただし、本案件において新たに制作された素材（以下、新規素材）の著作権は、茨木市及び受託者が共に有するものとする。
- (2) 受託者は、茨木市に対し、当該コンテンツが第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。
- (3) 受託者は、茨木市との合意なく当該コンテンツ制作のために作成した新規素材を流用してはならない。

6 注意事項

- (1) 業務の進行にあたっては、市担当者と十分協議して実施するとともに、定期的に進捗状況を報告すること。
- (2) 受託者決定後に茨木市との協議内容や都合等によって、採用された企画内容などを一部変更することがある。
- (3) シナリオは、市担当者と綿密な打合せを行い、最終稿に至るものとする。この過程で内容及び演出について、進捗に応じて適宜協議を行う物とする。
- (4) 個人情報の取り扱いについては、特に十分注意すること。
- (5) 本業務の遂行に必要なと認められるものは、市から資料を提供する。

7 成果品の納品

- (1) HDD にドームマスター版、および撮影した映像素材、広報素材を入れたものを収録すること。ドームマスター版は 2000 ピクセル、連番静止画または mp4 ファイルに変換したもの、音声データを合わせて収録すること。
- (2) 納品の 4 週間前までに、委託者に対し試写を行い、修正を含め必要な指示を受けること。

8 その他

本仕様書に明記されていない事項または疑義が生じた場合は、受託者は市担当者と協議し、その指示に従うものとする。また、受託者は、本業務の実施に先立ち、日程及び具体の実施内容についての調整を行うため、市と事前の打ち合わせを行い、実施計画書を作成し、市の許可を得ることとする。